

(参考1)

厚生食監発 0326 第 6 号

令和 6 年 3 月 26 日

大阪市健康局長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

紅麹を含むいわゆる健康食品の取扱いについて

今般、令和6年3月22日に紅麹を含むいわゆる健康食品を取り扱う事業者（小林製薬株式会社）より、「紅麹関連製品の使用中止のお願いと自主回収のお知らせ」(<https://www.kobayashi.co.jp/info/20240322/>) に関する報道発表が行われ、厚生労働省ホームページにおいても、情報提供及び注意喚起等を行っているところです。

本日、小林製薬株式会社から状況等について聴取したところ、

- ・ 紅麹を含む特定のいわゆる「健康食品」を摂取した者で健康被害が多数報告されていることに加え、2名の死亡事例が報告されたこと
- ・ 健康被害との関連性が明らかとはなっていないこと

から、当該事業者が取り扱う下記の食品については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第6条第2号に該当するものとして取り扱い、同法第59条に基づく廃棄命令等の措置を講じていただくようお願いします。

記

対象食品：

1. 紅麹コレステヘルプ（45粒15日分、90粒30日分、60粒20日分）
2. ナイシヘルプ+コレステロール
3. ナットウキナーゼさらさら粒 GOLD

(参考2)

事務連絡
令和6年3月29日

各
〔 都道府県
保健所設置市
特別区 〕 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課

小林製薬株式会社が製造した紅麴を含む食品等にかかる健康相談について

小林製薬株式会社が製造した紅麴を含む特定のいわゆる健康食品を摂取した者で健康被害が多数報告されていること等から、大阪市に対して、「紅麴を含むいわゆる健康食品の取扱いについて（令和6年3月26日付け健生食監発0326第6号）」を通知し、当該事業者が取り扱う3製品については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第6条第2号に該当するものとして取り扱い、同法第59条に基づく廃棄命令等の措置を講ずるようお願いしたところです。

廃棄命令等の措置の対象となった製品については、健康被害との関連性が明らかとはなっておらず、今後身体に影響が出るおそれが否定できない等の不安が広がっていることから、相談者の身体に異常がある場合のみならず、相談者の身体に明らかな異常がない場合であって、当該製品の喫食歴から何らかの不安等があるときにも、医療機関等の受診を案内する等の丁寧な対応を講じていただくようお願いいたします。